

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱

令和 6 年 1 月 2 6 日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、物価高騰による経済環境の変化に直面する事業主の人材確保に向けた取組を支援し、賃上げ環境の整備を図るため、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、作業負荷軽減機器等とは、作業者が体に装着することで作業者の身体に係る負荷が軽減される機器及び作業者の動作を補助する機器などをいう。

(補助金の交付目的)

第 3 条 市長は、誰もが体に負担を少なく健康に働くことができる環境整備を図るため、作業負荷軽減機器等の導入に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有する事業主で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者として事業主に雇用されている従業員が 2 名以上であること。
- (2) 資本金の額若しくは出資の総額が 3 億円（小売業（飲食店を含む。以下同じ。）又はサービス業を主たる事業とする事業主については 5,000 万円、卸売業を主たる事業とする事業主については 1 億円）を超えない事業主、又は、常時雇用する労働者の数が 300 人（小売業を主たる事業とする事業主については 50 人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については 100 人）を超えない事業主であること。
- (3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象者とはしない。

- (1) 医療、福祉、農林、漁業を主たる業種として営む事業主であること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する営業及びそれらに類似する業種を営む者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者又は同条第 6 号に規定する暴力団の構成員である者

- (4) その他市長が不相当と認める者
(補助金の対象経費等)

第5条 補助金の対象経費、補助率及び上限額は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 対象経費

作業負荷軽減機器等の購入に要する15万円以上の経費(消費税及び地方消費税額を除く)。

(2) 補助率 2/3

(3) 上限額 50万円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 本事業の対象経費について、他の機関から補助金等を受けている場合は対象外とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前の令和6年7月31日までに、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業概要書(様式第2号)

(2) 見積書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 本補助金は、1事業主につき1回のみ申請できるものとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書等を受理したときは、その内容を審査し、当該申請者に対し、その旨を富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付条件)

第8条 規則第6条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する対象経費の配分又は補助事業の内容を変更又は中止する場合は、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業者の名称、所在地、代表者が変更した場合は、速やかに市長に報告すること。

(3) 本補助金により購入した機器等は、自己において使用すること。

(補助事業の変更等の承認申請)

第9条 補助事業者は、前条の規定により市長の承認を求める場合は、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金変更(中止)交付申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請額は交付決定額を上限とする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を変更又は取り消したときは、当該申

請者に対し、その旨を富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第 5 号）又は富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金取消決定通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第 10 条 市長は、第 8 条に規定する交付条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったときは、規則第 15 条の規定に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第 16 条の規定に基づき、期限を定めて、その返還を求めものとする。

（実績報告）

第 12 条 補助事業者は、規則第 12 条の規定により、補助事業が完了したときは、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、補助事業完了の日から 10 日以内又は令和 7 年 2 月 10 日のいずれか早い日（市長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。）までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第 8 号）

(2) 領収書等支払いを証するものの写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第 13 条 市長は前条の報告を受けたときは、その内容を審査したうえで、補助金額を確定し、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付時期）

第 14 条 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。

（細則）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失効する。

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

【担当者及び連絡先】

担当者

連絡先

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付申請書

富山市補助金等交付規則及び富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱を確認の上、作業負荷軽減機器等を購入したいので、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金を交付されるよう、同要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額

円

添付書類

- 1 事業概要書
- 2 見積書の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

事業概要書

1 事業計画書

・商号又は名称	
・主な事業内容	
・常時雇用する従業員数	人
・資本金の額又は出資の総額	円
・市内事業所所在地	富山市
・導入する機器名・個数	
・導入することで効率化される業務等	

※導入する機器が分かるものを添付してください。

2 収支予算書

・収入の部

区 分	予算額	備考
事業主負担分	円	
市補助金	円	
その他	円	
計	円	

※その他の場合は、負担者や内訳について備考欄にご記入ください。

・支出の部（税抜）

区 分	予算額	備考
	円	
計	円	

※収入金額と支出金額は一致させてください。

様式第3号（第7条関係）

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金については、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

補助金額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

【担当者及び連絡先】

担当者

連絡先

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金変更（中止）交付申請書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のありました富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金について、事業計画等を変更（中止）したいので、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更（中止）理由及び内容

2 変更前交付申請額 円
変更後交付申請額 円

3 添付書類 事業概要書
その他

様式第5号（第9条関係）

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長

年 月 日付けで申請のありました富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、年 月 日付け富山市指令商労第 号の補助金額円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補 助 金 額 円

（交付決定の取消し）

この交付決定にかかわらず、市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定を取り消し、又は変更することがあります。この場合において、既に補助金等が交付されているときは、補助金等の全額又は一部の返還を請求することがあります。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金等の交付の決定又は交付を受けたとき。
- （2）補助金等を他の用途に使用したとき。
- （3）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- （4）補助事業に関し補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- （5）補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第 6 号 (第 9 条関係)

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金取消決定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長

印

年 月 日付けで申請のありました富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、年 月 日付け富山市指令商労第 号の補助金額 円の交付の決定を取消しましたので通知します。

記

交 付 決 定 額 円
取 消 額 円

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地
商号又は名称
代表者職氏名
【担当者及び連絡先】
担当者
連絡先

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のあった富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金については、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を報告します。

記

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 領収書等支払いを証するものの写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

・補助金振込先（※申請者本人の口座を記載してください）

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通 ・ 当座		
(フリガナ)			
口座名義人			
口座番号			(左詰で記入してください)

事業報告書

1 事業実績書

・商号又は名称
・導入した機器名・個数
・導入したことで効率化した業務等

※導入した機器を使用している写真を添付してください。

2 収支決算書

・収入の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)－(A)	備考
事業主負担分	円	円	円	
市補助金	円	円	円	
その他	円	円	円	
計	円	円	円	

※その他の場合は、負担者や内訳について備考欄にご記入ください。

・支出の部（税抜き）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B)－(A)	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
計	円	円	円	

※収入金額と支出金額は一致させてください。

様式第9号（第13条関係）

富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付け富山市指令商労第 号により交付決定のあった富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金については、富山市工場等作業負荷軽減支援事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金額 金 円